

調布市消費生活センター から緊急のお知らせ

2019年11月

消火器の悪質な訪問販売に ご注意！

事例

昨日、知らない男が1人で「消火器の交換に来た」といって、自宅に訪問があった。交換が義務であるかのように言われ、自宅の消火器も10年以上前に購入し古くなっていたので、言



「消費者庁イラスト集より」

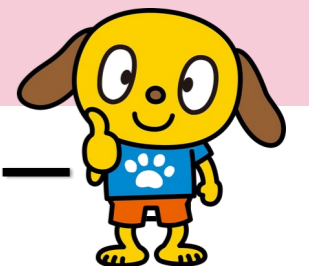
われるがまま相手が差し出した用紙に自分の名前と住所、電話番号を記入して、料金17,000円と古い消火器を渡し、新しい消火器を受け取った。領収書を発行してくれなかったため、名刺や領収書はないかと伝えると、領収書を取りに行くふりをして車に戻り、私の個人情報を書いた用紙も持って逃げるようにして行ってしまった。近所の人に聞いてみたら、同じように訪問され2万数千円を取られたと言っていた。相手の業者名も分からないのでお金を取り戻すことは

難しいと思うが情報提供したい。

消費生活センターからのアドバイス

- 知らない業者に訪問されたら、話を聞く前に身分証明書や名刺の提示を求めましょう。
- 不要な勧誘はきっぱり断りましょう。安易に書面等にサインをしないようにしましょう。
- 一般の住宅については、法令による消火器設置や点検の義務はありません。
- 公的機関を装って訪問し、消火器や防災機器を購入させられるケースも見られますので注意しましょう。
- 困ったときは、一人で悩まず、消費生活センターへご相談ください。

(問い合わせ) 調布市消費生活センター
市役所3階 ☎042-481-7034



©YUKI ISHII

調布市消費啓発用キャラクター「チー坊」